

(4) 工場及び事業場排水

工場及び事業場については、「水質汚濁防止法」や「神奈川県生活環境の保全等に関する条例」の規定により、作業の内容や使用する施設によっては事前の許認可の対象となるため、事業を始めるに当たっては十分な公害防止対策が確立されていることが必要とされ、かつ、事後規制として規制基準の遵守義務等があり、このような厳しい法令の整備により、人の健康に関わる有害物質による汚濁はほとんど問題ない程度まで改善されてきている。

なお、本町の工場及び事業場に適用される「神奈川県生活環境の保全等に関する条例」に定める排水の規制基準は、表Ⅱ－４－⑧とおおりである。

本町では、「神奈川県生活環境の保全等に関する条例」に基づく排水の規制を受ける工場及び事業場の排水調査を実施し、規制基準との適合状況を確認するとともに適正な排水処理が行われるよう図っており、平成24年度中に実施した排水調査の結果は表Ⅱ－４－⑨のとおりである。

表Ⅱ－４－⑧ 本町の公共用水域に排出される排水の規制基準

(1) 排水指定物質に係る許容限度

項 目	単 位	新 設	新 設 以 外
カドミウム及びその化合物	mg/L	0.1	0.1
シアン化合物	mg/L	1	1
有機リン化合物	mg/L	0.2	0.2
鉛及びその化合物	mg/L	0.1	0.1
六価クロム化合物	mg/L	0.5	0.5
ヒ素及びその化合物	mg/L	0.1	0.1
総水銀及びアルキル銀その他の化合物	mg/L	0.005	0.005
アルキル水銀化合物	mg/L	検出されないこ	検出されないこ
ポリ塩化ビフェニル	mg/L	0.003	0.003
トリクロロエチレン	mg/L	0.3	0.3
テトラクロロエチレン	mg/L	0.1	0.1
ジクロロメタン	mg/L	0.2	0.2
四塩化炭素	mg/L	0.02	0.02
1,2-ジクロロエタン	mg/L	0.04	0.04
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	0.2	0.2
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.4	0.4

1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	3	3
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	0.06	0.06
1,3 ジクロロプロペン	mg/L	0.02	0.02
チウラム	mg/L	0.06	0.06
シマジン	mg/L	0.03	0.03
チオベンカルブ	mg/L	0.2	0.2
ベンゼン	mg/L	0.1	0.1
セレン及びその化合物	mg/L	0.1	0.1
ほう素及びその化合物	mg/L	10	10
1,4-ジオキサン	mg/L	0.5	0.5
フッ素	mg/L	8	8
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸及び硝酸化合物	mg/L	100	100
フェノール類	mg/L	0.5	0.5
銅	mg/L	1	3
亜鉛	mg/L	1	3
溶解性鉄	mg/L	3	10
溶解性マンガン	mg/L	1	1
クロム	mg/L	2	2
ニッケル	mg/L	1	1
水素イオン濃度	pH	5.8 以上 8.6 以	5.8 以上 8.6 以
n-ヘキサン抽出物質量	鉱油類	mg/L	5
	動植物類	mg/L	10
大腸菌群数	個/cm ³	3,000	3,000
外観	—	受け入れる水を著しく変化させるような色又は濁度を増加させるような色又は濁りがないこと	
臭気	—	受け入れる水に臭気を帯びさせるようなものを含んでいないこと	

※1. 新設とは、昭和 46 年 9 月 11 日以降に設置された工場及び事業所をいう。

(2) BOD、COD及びSSに係る濃度の許容限度

項目	単位	区分				
		1		2	3	4
		新設	新設以外			
BOD	mg/L	25	60	130	40	25
COD	mg/L	25	60	130	40	25
SS	mg/L	70	90	160	80	70

備考

1. 区分1とは、区分2から区分4までに該当するもの以外の工場及び事業場をいう。
2. 区分2とは、食料品製造業、卸売業、小売業またはサービス業に属する工場及び事業場のうち1日当たりの排水量が50立方メートル未満のもの、並びにし尿その他生活に起因する下水のみを排出する工場及び事業場で、区分3または区分4に該当するもの以外のものをいう。
3. 区分3とは、し尿その他生活に起因する下水のみを排水する工場及び事業場で処理対象人員が500人を超えるし尿処理施設を設置するものをいう。
4. 区分4とは、下水道終末処理場のみを設置する工場及び事業場をいう。
5. 新設とは、昭和46年9月11日以降に設置された工場及び事業場をいう。

表Ⅱ-4-⑨ 工場及び事業場排水調査結果

調査を実施した工場及び事業場の数	13	
延べ調査回数	13	
延べ調査項目数	86	
規制基準違反のあった工場及び事業場の数 () 内は実数	0	
調査項目ごとの違反件数	B O D	0
	C O D	0
	S S	0
	N-ヘキサン抽出物質	0

行政指導	口答による改善指示	0
	文書による改善指示	0
	文書による改善勧告	0
行政処分	改善命令	0